

団体交渉（11月15日）報告

2013年度（平成25年度）給与改定と12月期一時金

11月15日、「2013年度秋季賃金・労働条件改善要求について」及び「2013年12月期一時金について」、機構が労組に回答を行いました。

機構の人事担当理事が上塚理事となつての初めての団交で、双方自己紹介の後、交渉に入りました。

賃金、一時金、どちらの回答も、この10月に自己改革を始めた機構職員の士気を高めるような良い話が全くない、遺憾にたえないものでした。臨時特例措置による給与の減額をそのままとし、一時金についても同措置による10%の削減を実施するというもので、労組の要求には全く答えていない、自律的・自主的な労使交渉とはほど遠い内容です。

以下は、団体交渉の主なやり取りです。

<2013年度秋季賃金・労働条件改善要求>

上塚人事担当理事：平成25年度の人事院報告の扱いについての閣議決定が本日出た。機構においても検討を重ねてきたが、25年度の給与改定は行わないこととした。労働条件については労使交渉を重ね、改善していきたい。

詳細は、これから回答する。

機構、回答書を読み上げる。

<給与削減の臨時特例措置>

花島委員長：今回の回答書にも書かれている「未曾有（の国難）」というのはやめてもらいたい。未曾有というのは本来これまで一度もなかったということであるが、今回の震災被害に相当する被害はこれまでもあった。臨時特例措置で削減した職員の給与、1年分で30億円は復興にどれだけ寄与しているのか。いろいろな所での使われ方を見ると極めて疑問に思ってい

る。予算の削減が必要であれば、他のやり方でもできたはず。理研では、臨時特例措置を3月末で止めると決めたことは承知されていますよね。

機構：理研のことは承知している。機構でも実際苦慮している。今の時点ではどうすると言える段階にない。

労組：理研で止められるならそのまま原子力機構でもできるはず、とまでは言わないが、独立行政法人なのだからできるはずだ。

機構：法的にできるはずと言われても、公的機関としての制約や、実際には予算などの制約がある。

労組：地方自治体でも実施していないところがある。自治体の方が我々より自治があるが、早急にやめるよう考えてもらいたい。

<臨時用員の賃金>

労組：臨時用員について、働きに対して処遇が悪いと思うが如何か。劣悪な処遇だが非常に優秀な方がいる。

機構：問題があれば考えるが、「臨時用員」という採用枠での処遇である。それを承知で働いていると考えている。また働きの良い方がいるのは承知しているが、すべての方が優秀ということでもない。

労組：「身分を承知の上なのだからそのまま我慢しろ」などと言わずに、改善されたい。

<研究系職員の処遇>

労組：研究者が事務作業までやらされている。雑用が多く、本来の研究に集中できない状況がある。つまらないものでも、見積書2通とか、いろいろなものをまとめて買えとか、不効率なうえ、かえって無駄が生じるものにもなる。

給与の大幅削減特例措置を直ちにやめろ !!!

機構：経営としても考慮しているところであるが、報告書の作成など、中身の分かる人が手続き等を行わなければならない事情もある。

<人事評価制度>

労組：現状の人事評価は本気で有効と考えているか。

機構：うまく使っているところとそうでないところがある。人材活用には必要である。課題はあると思う。今後情報交換していきたい。

<勤務時間管理>

労組：リシテアが英語の併記で使いづらくなっている。英語のページを別途設けるなど改善を要求する。

機構 改善を期待できそうな応答でした。

<機構改革>

労組：機構改革等については、先に労組への説明会が行われたが、我々は、途中経過を含めて、もっと公開にしてほしいと考えている。労組では、研究問題対策部のアンケートがまとまりつつあるが、その結果を踏まえて意見を述べていくつもりだ。

<旧サイクル職員の不当差別>

労組：最後に、旧サイクルの職員で不当差別により低い賃金を強いられてきた組合員については、これまで同年齢同学歴の中位に改善するよう求めてきたが、らちが明かないので、別途要求する準備を進めている。

朝日新聞出版が出した本、「原子カムラの陰謀」という本がある。差し上げるので、ぜひ読んで欲しい。そこには、もんじゅなど、本来の難しい仕事に邁進せずに、批判派の排除や思想差別などを一生懸命やってきたことが記されている。書いてある中身の多くは、旧サイクルの知人から聞いていることと矛盾がないので、ほとんど事実だと思う。こういうことをやっているのは難しい仕事はうまくいかないだろう。

理事：読ませていただきます。

<12月期一時金>

機構：平成25年12月期一時金について回答する。

機構、回答書を読み上げる。

〔内容〕

基準内給与月額に2.05を乗じ勤務成績を勘案した額及び職務段階に応じ加算する額に期間率を乗じた額（基準額）から臨時特例措置における額を減じた額（注：臨時特例措置＝9.77%減額、昨年と同じ）

常勤職員についても同様。

支給日：平成25年12月3日までに協定が成立した場合、平成25年12月10日。

労組：特例措置で減額ですか。もらいたくない回答です。持ち帰って検討させてもらいます。

拡大窓口交渉報告

11月14日、退職金の減額に関して拡大窓口交渉が開催され、人事部が作成した資料「退職金の見直しについて」の説明を受けました。同資料は11月18日から人事部が各拠点を廻って勤務者代表等に説明し、全職員に周知されるようです。職員へ周知してから3週間程度の期間、職員からの意見を集約するとしています。意見集約窓口として下記のメールアドレスが用意されています。

honbu-taishokukin@jaea.go.jp

資料では、労働組合と交渉中の内容についても記述されています。